

さ情審査答申第306号
令和7年10月7日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和7年3月25日付けで貴職から受けた、「2023年からの作成した福祉全般と一連関連した機関と送付や受理した、個人情報に全関する全資料及び全データ、非開示資料含む全データ含む(以下「本件対象保有個人情報」という。)」の不利用停止決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和6年11月15日付け南健福第1983号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法律」という。)第99条第1項に基づく本件対象保有個人情報の利用停止請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、対象文書の全部を利用停止するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によるとおおむね以下のとおりである。

条例の適用を誤っている為

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分内容及び理由

令和6年10月18日付けで、審査請求人より、「2023年からの作成した福祉全般と一連関係した機関と送付や受理した、個人情報に全関する全資料及び全データ、非開示資料含む全データ含む」について、保有個人情報利用停止請求書が提出された。

実施機関では、本人からの聞き取りを行ったうえで、利用停止請求に係る保有個人情報の名称又は内容として、一部開示決定を行った対象文書のすべてを特定した。(相談受付簿(令和5年度)、相談受付簿(令和6年度)、つなぎ先記録R5年度、相談記録票(つなぐシート)(令和5年6月20日、6月22日)、相談受付・申込票、相談支援機関業務支援ツールの相談受付・申込票入力の画面印刷、相談支援機関業務支援ツールのインテーク・アセスメントシート、相談支援機関業務支援ツールのプラン兼事業等利用申込書、相談支援機関業務支援ツールの自立相談支援評価シート、相談支援機関業務支援ツールの家計再生プラン、相談支援機関業務支援ツールの家計改善支援評価シート及び相談支援機関業務支援ツールの支援経過記録シート(出力用:経過一覧))。

特定した文書については、生活困窮者自立支援法及び社会福祉法に基づき、福祉まるごと相談窓口業務の遂行に必要な範囲内で取得及び作成したものであるため、当該資料及びデータの消去、提供の停止及び利用の停止は行わないとし、不利用停止決定を行った。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「条例の適用を誤っている為、処分を取り消し、対象文書の全部を利用停止するよう求める」と主張している。

しかし実施機関では、上記1で述べたとおり、利用停止請求に理由があると認められないことから、保有個人情報不利用停止決定を行ったものであり、本件処分について何ら違法・不当な点はない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が令和6年10月18日に利用停止請求を行った「2023年からの作成した福祉全般と一連関係した機関と送付や受理した、個人情報に全関する全資料及び全データ、非開示資料含む全データ含む」である。

実施機関は、不利用停止決定を行った。

審査請求人は、本件処分を取り消し、対象文書の全部を利用停止するよう求めるものである。

2 本件処分の当否について

本件審査請求は、実施機関が令和6年9月25日付け南健福第1566号で行った保有個人情報一部開示決定に係る対象文書について、審査請求人が利用停止請求を求めた結果、実施機関が令和6年11月15日付け南健福第1983号で行った保有個人情報不利用停止決定に対し、対象文書の全部を利用停止するよう求めるものである。

当該文書は生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき、福祉まるごと相談窓口業務の遂行に必要な範囲内で取得及び作成したものであるとの実施機関の主張は疑義を挟む余地はなく、また自己を本人とする保有個人情報は法律第98条第1項各号に規定される事由による場合に利用停止を求めることができるものであるが、実施機関においては同各号に規定される事由の事実はないと判断する。

従って、当該文書について不利用停止決定を行った本件処分は妥当である。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 7年 3月25日	諮問の受理（諮問第620号）
②	令和 7年 5月15日	審議
③	令和 7年 6月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 7年 9月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上 純一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴田 雅幸	行政経験者
委員	中澤 和美	弁護士
委員	水口 匠	弁護士
委員	龍由 紀子	弁護士

(五十音順)